

美里町空き家バンク利用登録申込書

令和 年 月 日

美里町長 上 田 泰 弘 様

住 所
氏 名

このことについて、美里町空き家バンク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり美里町空き家バンクへの利用登録を申し込みます。

- 1 私は、美里町空き家バンクの利用登録にあたり、次に掲げる項目に該当しないことを誓約します。
 - （1）美里町暴力団排除条例（平成 23 年美里町条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者若しくは暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用
 - （2）宗教活動、政治活動その他の要項の趣旨に照らして不適當と認められる活動のための利用
 - （3）宅地建物取引業のための利用
- 2 登録内容は、美里町空き家バンク利用登録カード（別紙 1）に記載のとおりであり、登録内容に偽りはなく、要綱第 7 条第 2 項に規定する要件等を遵守するとともに、物件登録者との誠意ある交渉・契約に臨み、交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、私と物件登録者間で解決にあたり、町には責任を追及しません。
- 3 美里町空き家バンクの利用を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

※審査の結果、利用登録の申込みをお断りする場合があります。

※美里町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。が、「物件登録者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等については当事者間で行うものとし、町は一切これに関与しません。ただし、物件登録者の希望により業務協定を締結している一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員を紹介することがあります。

なお、その場合の仲介に係る報酬等については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となり、町はこれを負担しません。

※申込にあたり記載された個人情報、本事業の目的以外には利用しません。